

メール訓練・調査サービス利用規程  
(V e r 1 . 1)

平成29年11月4日

株式会社日経統合システム

# メール訓練・調査サービス利用規程

株式会社日経統合システム(以下「当社」という。)は、「メール訓練・調査サービス利用規程」(以下「本規程」という。)を「日経統合システム(NAS)サービス契約約款」(以下「原約款」という。)に基づき、原約款の個別規程として下記の内容にて定めます。

## 第1条(本規程の適用)

当社は、原約款及び本規程を承諾し本規程に基づき利用契約を締結した法人又は団体(以下「契約者」という。)に対して、メール訓練・調査サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。

2. 本規程は、本サービスの利用に関し、当社と契約者との関係に適用されます。本サービス以外の原約款に定めるサービスの利用に対しては、本規程は適用されません。
3. 本規程、本規程に基づき別途定める諸規程、原約款及び本規程に基づき本サービスに関連して当社が随時通知する内容は、それぞれ原約款の一部を構成するものとします。
4. 本規程と原約款とで異なる定めがあるときは、本規程が優先して適用されます。

## 第2条(本サービスの種類及び品目)

契約者はあらかじめ利用契約に定める範囲で、以下の各号に定める本サービスの種類及び品目の全部または一部を利用することができます。

- (1) 標的型メール訓練サービス
- (2) 不審メール調査サービス

## 第3条(標的型メール訓練サービスの概要)

前条(1)号に定める標的型メール訓練サービスは、標的型メール攻撃への契約者の防御能力を高めるための訓練サービスです。

2. 前項のサービスは、契約者のパソコン利用者(以下「利用者」という。)に対して、当社の本サービス担当者からあらかじめ告知することなく訓練用の標的型メール送信した上で、適切な受信時の対応の可否を確認し、教育訓練を実施します。サービス内容の詳細は、別途「サービス仕様書」に定めます。

## 第4条(不審メール調査サービスの概要)

前々条(2)号に定める不審メール調査サービスは、利用者に届いた不審メールを当社の本サービス担当者に送付することにより、当社が安全性を調査し、調査結果と対応方法を報告するサービスです。サービス内容の詳細は、別途「サービス仕様書」に定めます。

## 第5条(利用料金に関する特約)

本サービスの利用料金は、原約款第18条(料金等)の定めに関わらず、契約期間初月に一括して支払うものとします。

## 第6条(利用契約の前提条件)

契約者は、利用申込みに当たって、本サービスが、すべての標的型メール攻撃に対する防御を可能とすること及びすべてのウイルス又はマルウェア等の危険性を検知することを保証するものではないことを承諾します。本サービスによっても対応できなかった標的型メール攻撃並びに検知できなかったウイルス又はマルウェア等により契約者に損害が発生したとしても、当該損害につき当社は、一切賠償の責任を負いません。

## 第7条(解約)

本サービスを利用する契約者は、原約款第16条(契約者が行う利用契約の解除)1項の定めに関わらず、当社が定める所定の書面にて当社に通知することにより、通知が到達した月の末

日に利用契約を解約することができます。ただし、支払い済みの利用料金の割り戻しは行いません。

#### **第8条(損害賠償の特則)**

原約款第32条(賠償範囲)第1項及び第2項の定めにかかわらず、当社に故意または重大な過失がない限り、本サービスの利用契約期間中、本サービスの提供に関連して契約者に損害が発生したとしても、損害の発生事由に関わらず、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

2. 当社は、契約者の依頼を受けて当社が実施する本サービス提供のための訓練用標的型メールを当社以外の第三者による不正アクセス又は攻撃として誤認し、主務官庁等の公的機関及び警察等への通報又は報道機関への公表等をしたことにより被った契約者の損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

#### **〔附則〕**

本規程(Ver1. 0)は平成29年9月11日より実施します。

本規程(Ver1. 1)は平成29年11月4日より実施します。